明治三十二年五月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドラインを定める件（厚生労働省告示第八六）　一

〔公　告〕

諸事項

裁判所
　破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
　型式適合認定関係　三五
地方公共団体
　行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告

告示

○厚生労働省告示第四百八十六号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するために労働組合が講ずべき措置に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第百十四号）の全部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十三日　厚生労働大臣　小宮山洋子

労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン

目次

第１　趣旨
第２　定義
第３　適用対象者の範囲
第４　個人情報の利用目的に関する義務
第５　個人情報の取得に関する義務
第６　個人データの管理に関する義務
第７　個人データの第三者提供に関する義務
第８　保有個人データの開示等に関する義務
第９　苦情処理に関する義務
第10　個人情報保護に関する考え方や方針の明確化に関する事項
第11　法違反若しくは法違反のおそれが発覚した場合又は個人情報の漏えい等の事案が発生した場合の対応
第12　他の個人情報保護に関するガイドライン等への留意
第13　ガイドラインの見直しについて

第１　趣旨（法第１条関係）

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第８条の規定に基づき、及び法第７条第１項に基づき定められた「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年４月閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、労働組合が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、労働組合の実情や特性等を踏まえ、労働組合が講ずる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定めるものである。

法は、法第１条の規定により、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており、当該目的は、このガイドラインにおいても同様である。

このガイドラインにおいて「ならない」（「努めなければならない」を除く。）とされている規定については、法の義務規定の対象である個人情報取扱事業者の法的義務であるため、個人情報取扱事業者である労働組合が当該規定に従わない場合には、法違反と判断される可能性がある。

また、このガイドラインにおいて「望ましい」とされている規定に従わない場合については、個人情報取扱事業者である労働組合であるか否かを問わず、法違反と判断されることはない。

なお、法違反と判断されることがない場合においても、法第３条に定める法の基本理念を踏まえ、可能な限り取り組むことが望まれる。

第２　定義（法第２条関係）

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

１　労働組合

「労働組合」とは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第２条に規定する労働組合をいう。